

# 令和6年度伊達市農作業賃金標準額

令和6年4月1日から

作 業 区 分		単 位	標 準 額	備 考
臨 時	一般作業	1日	7,200円	水田、畑、果樹等の一般作業、1時間当り900円
	果樹の剪定	1日	11,200円	1時間当り1,400円
	摘蕾・摘花果	1日	7,200円	1時間当り900円
	柿の皮むき	1時間	900円	
	あんぼ、にら等袋つめ	1時間	900円	
雇	立木等伐採	1時間	1,600円	機械燃料持込
	果樹防除オペレーター	1時間	1,600円	
	袋かけ もも・りんご・ぶどう	1日	7,200円	1時間当り900円(二重袋、ぶどう棚等状況に応じ調整)

1. 昼食含みません。
2. 作業時間は8時間を基準とします。
3. 労働能力(作業内容・経験など)を勘案する場合は、最低賃金を下回らないよう当事者間で調整してください。
4. 最低賃金が毎年10月に見直されます。作業賃金はその額を下回る場合は最低賃金の額に読み替えてください。  
(福島県最低賃金 令和5年10月改定額 900円/1時間)

作 業 区 分		単 位	標 準 額	備 考		
請 負 作 業	水	耕起	ロータリー耕	10a	7,000円	
		ブラウ耕	10a	8,600円		
	田	代かき	10a	7,400円	植代まで	
		畦ぬり(機械ぬり)	1m	60円		
		機械による田植	10a	7,500円	角植え別	
		バインダーによる稲刈	10a	8,000円	角刈り別	
		コンバイン	10a	30,500円	乾燥調整を含む、角刈り別、運搬・結束はそれぞれ1,000円増し	
		ハーベスタによる脱穀	10a	8,200円		
	畑	乾燥調整(もみすり)	玄米60kg	2,000円		
		もみすり	玄米60kg	1,000円		
畑	耕起(ロータリー耕)	10a	7,000円			

1. ほ場条件は、基盤整備後の平坦地の乾田を標準としています。
2. 未整理地は、作業能率などを勘案して当事者間で調整してください。
3. 請負作業単価には、消費税は含まれておりません。別途計上してください。

※ この標準額は、令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用となります。目安としてご利用ください。

平成21年12月15日に改正農地法が施行され、標準小作料は廃止されましたが、地域における賃借料の目安として、農業委員会が農地の賃借料情報を提供することになっています。農地の貸し借りをする場合は、下記の賃借料情報を参考に双方で協議願います。

## 伊達市賃借料情報

令和5年1月から令和5年12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10a当り/年)は、以下のとおりとなっております。

伊達市農業委員会

地 域	区 分	平 均 額	最 高 額	最 低 額	デ ー タ 数	備 考
伊達地域	田	12,100円	16,100円	7,400円	5	
	畑	9,200円	17,900円	5,000円	172	
梁川地域	田	6,500円	11,000円	2,400円	135	
	畑	9,400円	15,100円	3,700円	264	
保原地域	田	9,800円	16,300円	5,000円	127	
	畑	9,500円	15,600円	4,800円	117	
霊山地域	田	6,400円	10,700円	3,300円	38	
	畑	5,300円	9,100円	2,000円	42	
月館地域	田	10,500円	14,200円	3,900円	14	
	畑	9,600円	18,400円	4,900円	13	
伊達市 (全体)	田	7,700円	13,700円	3,000円	302	
	畑	9,100円	16,700円	3,000円	602	

- \* 1 データ数は、集計に用いた筆数です。
- \* 2 賃借料を物納支給(水稻)としている場合は、60kg当り14,694円に換算しています。  
※令和5年産米の相対取引平均価格(農水省R5年12月速報 コシヒカリ(中通り))より
- \* 3 金額は算出結果を四捨五入し100円単位としています。
- \* 4 実情に即した情報提供のため、区分毎に、全賃借料データの平均値の±70%を超えるものを除いています。